

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	16 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月から47年3月までの期間並びに同年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から47年3月まで  
② 昭和47年6月及び同年7月

昭和46年7月頃、私はまだ会社に勤務していたが、自宅に私の国民年金手帳が送付されてきたので、母がそれまで納付していた両親の国民年金保険料と一緒に、私の保険料を集金人に納付してくれていたと聞いている。

私が昭和46年12月に会社を退職後は、家業を手伝うようになり、それからは私が当時2か月ごとに店に来ていた集金人に、両親と私の国民年金保険料と一緒に納付するようになったのに、申立期間①及び②は、両親が納付済みであり、私だけが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和46年8月31日に発行され、同年7月29日に、強制加入被保険者の資格を取得していることが確認できる上、その資格取得日は、申立人の特殊台帳及び申立人の住所地であるA市における国民年金被保険者名簿に記録された資格取得日と一致していることから、当該年金手帳が発行された当時において、申立期間①及び②は強制加入期間であるとともに、申立人の国民年金保険料をその両親の保険料と一緒に集金人に納付することが可能な期間である。

また、申立人の両親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月からそれぞれ60歳期間満了までの国民年金保険料を完納しているほか、申立人は、満20歳から60歳期間満了までの40年間において、申立期間①及び②以外は保険料を全て納付していることから、申立人の両親及び申立人の保険料を納付していたとするその母親及び申立人の納付意識の高さが認められる。

さらに、申立期間①及び②は、それぞれ9か月間及び2か月間と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとするその両親の当該期間における保険料は納付済み(ただし、申立期間②については、父親は既に60歳期間満了後の期間)であること、当時、A市においては集金人が2か月単位で保険料を訪問して徴収していたことが、申立人の所持する領収証書により確認できることなどを踏まえると、申立期間①及び②について、店に来ていた集金人が申立人の両親の保険料を徴収し、申立人の保険料のみを徴収しないことは考え難い上、納付意識の高いその母親又は申立人が自身の保険料を両親の保険料と一緒に集金人に納付しない理由も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和46年7月から同年11月までの期間については、平成19年8月10日に厚生年金保険被保険者期間として記録が追加されていることから、国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正することはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの期間及び60年7月から61年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、58年4月から同年12月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から同年9月まで  
② 昭和58年4月から59年3月まで  
③ 昭和59年7月から60年3月まで  
④ 昭和60年7月から61年3月まで  
⑤ 平成4年10月から5年3月まで

昭和52年11月に結婚後、前夫が私の国民年金の加入手続と同時に付加年金にも加入し、付加保険料と一緒に国民年金保険料をきっちり納付してくれていたのに、申立期間②及び③は定額保険料の納付記録しかなく、付加保険料の納付記録が欠落しているのはおかしい。

また、結婚後かなり年数が経過した頃、前夫が勤務先の総務から呼び出され、私の年金が未納になっている点を注意されたとし、前夫から「全部支払ってきた。」と告げられたことを記憶している。申立期間①及び④は定額保険料及び付加保険料ともに未納とされていることは納得できない。

その後、私は前夫との離婚に伴い、国民年金保険料を納付する余裕がなかったことから、申立期間⑤は私自身が免除申請を行った。私の留守中は、姉に預金通帳、印鑑等を預けて郵便物の対応なども依頼していた。

その姉が申立期間⑤の国民年金保険料を私の留守中に納付してくれた領収証書が最近になって見つかったが、私に当該保険料を還付してもらった記憶がないので、申立期間⑤を納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

定額保険料及び付加保険料ともに未納とされている申立期間①及び④について、申立人は結婚後の昭和 53 年 4 月 11 日に、国民年金に任意加入すると同時に付加年金に加入している上、これ以降、申立人が 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者の資格を取得するまでの 8 年間に於いて、未納とされている期間は申立期間①及び④のみであることから、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとするその前夫の年金制度に対する関心の高さ及び納付意識の高さが認められる。

また、申立期間①は 3 か月間と短期間であり、前後の期間は付加保険料を含めて現年度により納付済みであることから、途中の当該期間のみを同様に付加保険料を含めて納付しない理由は見当たらない。

さらに、申立期間④直後の申立人の第 3 号被保険者の該当処理日から、適時に当該切替手続が行われたことがうかがえる上、申立期間④直前の年度当初である昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて現年度納付しており、ほかに付加年金の喪失手続が行われた事跡も見当たらないことなどを踏まえると、納付意識の高い申立人の前夫が 9 か月間と短期間である申立期間④の保険料について、付加保険料を含めて現年度納付していたものと考えても不自然ではない。

次に、付加保険料のみが未納とされている申立期間②及び③についてみると、申立期間②のうち、昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの期間は、申立人の特殊台帳及びオンライン記録では、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立人の当時の住所地である A 市においても、定額保険料と付加保険料は、納付書にその合計金額を記載して発行していたと回答していることから、申立人の前夫が当該期間の保険料を定額保険料のみを納付し、付加保険料を納付しないことは考え難い。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間及び申立期間③については、いずれも現年度保険料の納付期限後に国民年金保険料を過年度納付していることが、申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認でき、納付期限を過ぎた付加保険料は、制度上、納付することができないものとされている。

最後に、申立期間⑤について、免除期間に対して国民年金保険料を納付するためには、基本的に追納申請書を提出し、承認を得た上で別途社会保険事務所(当時)の国庫金納付書を使用して、追納する取扱いとされている。

そこで、申立人のオンライン記録を見ると、平成 4 年 10 月 16 日に申立人の免除申請が行われ、申立期間⑤を免除承認したことが記録されているが、申立人から提出のあったその姉が納付してくれたとする領収証書は、社会保険事務所の国庫金納付書で追納したものではなく、申立人の転居後の住所地である B 市が発行した納付書により、当該免除期間の国民年金保険料を 5 年 3 月 3 日に一括して現年度納付したものであることが確認できるところ、納付

された当該保険料については、過誤納付が発生したとして同年6月16日付けで還付決議が行われたことが詳細に記録されていることから、これら一連の記録自体に、取扱い上、特段不自然な点は認められない。

また、申立人は、納付した申立期間⑤の上記国民年金保険料を還付してもらった記憶がないと申し立てているが、当該保険料相当額については、平成6年3月4日付けで還付通知と同時に、申立人又は当時申立人の預金通帳を預かっていたとするその姉しか知り得ない申立人の預金口座に振り込まれたことが、申立人のオンライン記録により具体的に確認できる。この場合、申立人又はその姉が、当該保険料について還付を受ける意思を有して、申立人の振込先金融機関及び口座番号等を記載した還付請求書を事前に提出していたとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの期間及び60年7月から61年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、58年4月から同年12月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年3月まで

昭和49年6月まで勤めていた会社を退社後、妻が、私に代わって国民年金の加入手続きを行い、同年7月から63年3月まで、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。

ところが、年金記録では、申立期間が未納期間とされており、納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続きを行って以降、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻が夫婦二人分をいつも一緒に納付していたと主張しているところ、申立人が所持する昭和58年分及び59年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄によると、申立期間を含む当該期間について、おおむね夫婦二人分の保険料が控除されていることが確認でき、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間、51年7月から52年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から48年3月まで  
② 昭和50年1月から同年3月まで  
③ 昭和51年7月から52年3月まで  
④ 昭和54年1月から同年3月まで

昭和46年3月頃に、母が私の国民年金の加入手続を行い、保険料についても母が納付してくれていた。母が保険料を納付した際に持ち帰ってきた領収証書を、私が年金手帳に貼付していたことを覚えている。

また、私が昭和48年9月に結婚してからは、母から国民年金保険料を自身で納付するように言われたので、送付されてきた納付書で自宅近くの銀行で納付していたことが多かった。

結婚後は生活が苦しく、期限内に国民年金保険料を納付できないこともあったが、その時は後でこの期間を納付して下さいというような通知が来たので、夫の分が納付できない場合も、自身の分については必ず納付していた。

昭和58年に会社を退職後、国民年金の再加入手続の際に、区役所の職員から、厚生年金保険と国民年金の手帳は一本化されたので、国民年金の手帳は処分してよいと言われたので、領収証書を貼付していた年金手帳は処分してしまったが、母が納付してくれていた結婚前の申立期間①並びに私が納付した結婚後の申立期間②、③及び④の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④について、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳



を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において昭和46年3月6日を国民年金被保険者資格の取得日として、48年11月12日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、当該各期間の国民年金保険料を納付することは可能である上、同年4月以降の国民年金被保険者期間について、当該各期間を除き保険料を全て納付している。

また、申立人は、昭和48年9月に結婚してからは、自身で国民年金保険料を納付していたが、生活が苦しく、期限内に保険料を納付できないこともあったが、その時は、後でこの期間の保険料の納付を求める通知を受け、必ず納付していたと申し立てている。

そこで、特殊台帳を見ると、申立人は昭和52年4月から53年3月までの期間、56年1月から同年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付催告を受けて過年度納付していることが確認できる上、51年1月から同年3月までの保険料については、納付催告を受けたことを示す催告印は確認できないものの、過年度納付していることが確認でき、申立内容を裏付けるとともに、申立人の未納解消の努力がうかがえる。

さらに、申立期間②、③及び④は、3か月、9か月及び3か月といずれも短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることを踏まえると、当該期間の保険料についても、納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月12日に払い出されており、申立ての加入時期とは符合しない上、この手帳記号番号の払出時期からみて、当該期間の国民年金保険料は過年度保険料となるものの、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に他界しており、具体的な納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、その母親が納付した際に持ち帰った領収証書を、年金手帳に貼付していたと陳述しているものの、当該期間のA市における現年度保険料の収納方法は、国民年金手帳への印紙検認方式が通例であり、制度と符合しない。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地等における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から、当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間、51年7月から52年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年3月8日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を同年3月8日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月1日から29年3月8日まで  
② 昭和29年3月8日から同年5月1日まで  
③ 昭和29年5月1日から32年2月12日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社本店（申立期間①）及び同社C支店（申立期間③）における厚生年金保険の加入期間が、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していない。

また、A社に勤務した期間のうち、申立期間②の加入記録が無いとも回答を受けた。当該期間は、同社本店から同社C支店へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、複数の元従業員の陳述及び申立人と同時期にA社本店から同社C支店へ異動した複数の元従業員の被保険者記録から判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し（昭和29年5月1日にA社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭

和 29 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料がなく不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①及び③については、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立人の A 社本店に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、保険給付欄に脱退手当金支給の記載が有り、その資格期間、平均標準報酬月額及び支給金額はオンライン記録と一致している。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 32 年 7 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、支給決定当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間③の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成元年10月1日まで  
ねんきん定期便により、A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

給料明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は17万円と記録されている。

しかし、申立人提出の給料明細書を見ると、申立人は、標準報酬月額47万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A社が加入していたC厚生年金基金の加入員台帳では、申立人の厚生年金基金における申立期間の標準報酬月額は47万円と記録されている。

さらに、A社及びC厚生年金基金は、申立期間当時の報酬月額等に係る届出書について、「複写式の用紙であり、社会保険事務所へは基金を通じて提出していた。」としていることから、同厚生年金基金に提出されたものと同一のものが社会保険事務所に届け出られていたと考えられる。

加えて、当該厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間における標準報酬月額について、当該厚生年金基金の記録と同額の47万円の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成8年10月から9年9月までを18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年10月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B営業所（現在は、A社C事業部）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、同社が交付した「社会保険標準報酬月額決定通知」に記載されている標準報酬月額（18万円）より低く記録されていることが分かった。私の給与額は、定年後の平成8年4月からは大幅に下がったと記憶しているが、申立期間に係る標準報酬月額については、当該決定通知の記載どおりに取り扱われているものと思っていた。

当該決定通知を提出するので、申立期間の標準報酬月額記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成8年10月1日から9年10月1日までの期間については、申立人提出の「社会保険標準報酬月額決定通知（平成8年10月より）」を見ると、8年10月以降の期間に係る標準報酬月額について18万円と記載されており、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額も明記されていることが

確認できる。

また、A社の元従業員が所持する給与明細書における給与支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額、当該元従業員に係るオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

さらに、上記の元従業員が所持する給与明細書と同明細書に対応する「社会保険標準報酬月額決定通知」を比較すると、同明細書の給与支給額及び厚生年金保険料控除額は、同決定通知に記載されている標準報酬月額及び厚生年金保険料額と符合することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間において、上記決定通知の記載どおりに、標準報酬月額 18 万円に見合う給与を支給され、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、平成 8 年 10 月から 9 年 9 月までの標準報酬月額を 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、当該事業所が加入しているD健康保険組合における標準報酬月額の記録が、当該期間に係るオンライン記録と一致しており、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 8 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、同年 4 月 1 日の随時改定により、44 万円から 11 万円に引き下げられているところ、A社C事業部は、「申立期間当時の関係資料は保管していない。」としており、当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額の記録に遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

なお、申立人は、「社会保険標準報酬月額決定通知（平成 7 年 10 月より）」を所持しているところ、上記のとおり、申立人の標準報酬月額は平成 8 年 4 月 1 日に随時改定が行われていることから、同決定通知記載の標準報酬月額及び保険料額は、同日より前の期間に対するものであったと考えられる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が平成2年9月10日、資格喪失日が5年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社から関連会社であったC社に転籍した時期であり、継続して勤務していたので、事業主が訂正の届出を行ったが、時効により年金額には反映されないと聞いた。

申立期間も厚生年金保険被保険者期間として年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に平成5年6月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「申立人は、厚生年金保険の空白期間も当社で勤務しており、平成5年6月の厚生年金保険料も申立人の給与から控除している。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、事業主が平成5年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から6年8月21日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与よりも低く記録されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成3年10月1日から5年1月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、同年5月13日付けで、3年10月1日に遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成5年1月1日から6年8月21日までの期間に係る標準報酬月額についても、53万円と記録されていたところ、同年4月28日付けで、5年1月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間のA社における被保険者のうち、申立人以外にも3人の標準報酬月額が、遡及期間は異なるものの申立人と同日付けの処理によって、1度又は2度にわたり、申立人と同額の標準報酬月額に遡及して引き下げられていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時のA社の経営状況について、「業績は悪くなっていったと思う。」と陳述しており、複数の元従業員も、「(A社は、)申立期間当時、社会保険料を滞納していた。」と陳述しているところ、同社に係る不納欠損整理簿によると、滞納社会保険料が、平成12年9月27日に不納欠損

処理されていることが確認できる。

また、申立人の預金記録を見ると、A社から申立人に対して、申立期間中、毎月ほぼ月末に43万円から67万円程度までの振込みが行われていることが確認できることから、前述の減額処理が事実即したものであったとは考え難い。

一方、商業登記の記録によると、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「B業務関係の取締役であり、社会保険事務には全く関与していなかった。」と陳述しており、複数の元従業員も、「申立人は社会保険事務には関与していなかった。」と陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、上記遡及減額訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について平成3年10月1日及び5年1月1日に、それぞれ遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立期間について標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月1日から同年8月1日までの期間について、A社（現在は、B社）に勤務し、C共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人の同共済組合員としての資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、14万518円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。しかし、私は高等学校卒業後、昭和48年4月1日にA社で正職員として就職しており、入社後は、4か月間の研修期間を経て、同年8月1日にD店に配属され、同年9月末まで継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の高等学校卒業生名簿の記録及び申立人と同じ高等学校を卒業した同級生で、A社に同職種で同期入社したとする元同僚の陳述から判断すると、申立人は、昭和48年4月1日（申立期間の始期）に同社へ入社したと認められ、当該同僚が、入社当初からC共済組合の組合員として記録されていることを踏まえると、申立人についても、入社当初から同共済組合の組合員として取り扱われていたと考えるのが自然である。

また、当該同僚は、「私自身は、A社に入社した後、昭和48年7月頃から4か月間の研修を受講した。この研修の受講者は多数いて、グループごとに順番に受講していたため、申立人とは受講時期が異なっていた。」旨陳述しており、同人が記憶する当該研修に係る期間、場所及び内容等は、申立人の陳述と符合

する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月1日から同年8月1日までの期間について、C共済組合の組合員であったと認められ、当該共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人のC共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和48年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上述の申立人の入社時期及び従事していたとする業務内容等を踏まえ、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9条の規定から判断すると、14万518円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和48年8月1日から同年10月1日までの期間については、申立人は、A社のD店で勤務していたと申し立てているが、同店の上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の家族及び友人等からも、申立人の退職時期がうかがえるような陳述は得られない上、前述の同僚も、「申立人の退職時期は分からない。」と陳述しており、これらの者から申立人の当該期間における勤務の状況を確認することはできない。

また、C共済組合の存続組合であるE企業年金基金は、「申立人に係る記録は確認できない。」旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において、申立人がC共済組合の組合員であったことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月22日から同年7月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月22日に、資格喪失日に係る記録を同年7月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年1月から同年5月までは4万2,000円、同年6月は4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和56年9月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年8月1日まで  
② 昭和48年8月29日から同年9月1日まで  
③ 昭和56年9月1日から同年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①の加入記録、C社に勤務した期間のうち、申立期間②の加入記録及びB社に勤務した期間のうち、申立期間③の加入記録が無いとの回答をもらった。各申立期間の給与支給明細書を提出するので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和45年1月22日から同年7月26日までの期間に

ついて、申立人提出の給与支給明細書及び事業主等の陳述から判断すると、申立人は、当該期間にA社で勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細書で確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、昭和45年1月から同年5月までは4万2,000円、同年6月は4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無いため不明であるとしているものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に健康保険整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者の資格取得届が提出された場合には、その後、資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年1月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年7月26日から同年8月1日までの期間については、A社の給与締め日は給与支給明細書の出勤日数欄の記載内容から毎月25日と考えられるところ、同年8月分の給与支給明細書が無い上、同社は、申立期間当時の関係資料を保存していないと回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

なお、申立人提出の給与支給明細書のうち、支給対象者名の無い明細書については、支給年月の記載が無いこと、並びに本給及び厚生年金保険料の額が他の明細書で確認できる推移と符合しないこと等から、これを昭和45年8月分の明細書であるとは認め難い。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間③について、雇用保険の加入記録及び申立人提出の給与支給明細書から、申立人が申立期間もB社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書で確認

できる厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無いため不明であるとしているものの、D厚生年金基金の記録における資格取得日が、社会保険事務所の記録における資格取得日と同日となっており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和56年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②については、申立人は、申立期間もC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、申立人提出の給与支給明細書により、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録で確認できる申立人のC社における離職日は、昭和48年8月28日であり、オンライン記録における資格喪失日と符合している。

また、C社が加入しているE厚生年金基金及びF健康保険組合の記録を見ても、申立人の加入員資格の喪失日は昭和48年8月29日であり、オンライン記録と一致している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し、4人から回答を得たが、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和48年8月29日であり、申立人の主張する同年8月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

私が所持するA社の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が申立期間も含め4回控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人提出の給与明細書及び同僚の陳述から、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬月額及び保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は昭和56年1月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、i) 同被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日において、申立人を含む被保険者が5人確認でき、そのうち、当時の代表取締役を除く4人については、申立期間を含む同年2月20日まで継続して雇用保険の被保険者記録があること、ii) 申立人及び同僚の陳述から、申立期間当時も7人ないし8人か



ら 10 人程度までの従業員が継続して勤務していたと推認されること、iii) 同社に係る商業登記簿謄本から、同社は平成元年 12 月\*日付けで解散登記されていることなどから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る昭和 56 年 1 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成7年4月から同年7月までは47万円、同年8月から10年12月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から11年1月26日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の支給額と比べて大幅に相違していることが分かった。申立期間の給与支給明細書を提出するので、給与支給額に見合った正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成7年7月から10年11月までの期間に係る給与支給明細書並びに7年分から10年分の源泉徴収票において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より多い保険料を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成7年4月から同年7月までは47万円、同年8月から10年12月までは59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっている上、元事業主から回答が得られないため不明であるものの、申立人の給与支給明細書から確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人について、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和40年1月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月25日から40年1月1日まで  
② 昭和43年8月29日から44年2月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社(後にB社に名称変更)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、私は、昭和36年10月から44年1月末まで一度も退職することなく、継続してA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の陳述から、申立人は申立期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和39年5月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日に申立人を含む16人全員が被保険者資格を喪失していることが確認できる。同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該処理は40年4月28日に届出を受け付け、同年5月1日付けで39年5月25日に遡及して行われていることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿によると、A社は昭和40年6月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同日付けで39年5月25日に資格を喪失した16人のうち申立人を含む11人が被保険者資格を再取得していたところ、当該適用事業所となった日及び資格取得日は、40年12月23日付けで、同年

1月1日に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人及び申立人と同様の記録となっている複数の同僚は、「申立期間も事業は継続しており、従業員は皆、通常どおり勤務していた。A社が適用事業所でなくなったことは、従業員には知らされていなかった。」旨陳述していること及び当該複数の同僚に係る被保険者記録の状況から、A社は、申立期間においても、適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所において、遡及して適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和39年5月25日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、B社における資格取得日である40年1月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年4月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もB社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間前に被保険者記録のある元従業員45人のうち、37人が申立人と同日の昭和43年8月29日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、これら37人のうち聴取できた複数の同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできない。

また、B社は、昭和54年3月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び事務担当者も既に死亡している上、同社の元役員で事業主の妻は、「自身は会社の経営及び社会保険事務には一切関与していないため、何も分からない。」旨回答していることから、申立人の申立期間における保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料はなく、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月30日から37年5月24日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和36年12月30日）及び資格取得日（昭和37年5月24日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月から32年9月まで  
② 昭和32年10月から34年1月10日まで  
③ 昭和36年12月30日から37年5月24日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①は、B社C支店（現在は、D社）に勤務しており、会社から受け取った健康保険被保険者証を使って受診したこともあるのに、同社C支店における被保険者記録が無い。

申立期間②については、B社C支店を退職した直後の昭和32年10月に、<sup>しんせき</sup>親戚の紹介でE社に入社し、同事業所が廃業した34年1月まで住み込みで勤務していた。事業主からも、厚生年金保険を掛けていると聞いていたのに、同事業所における被保険者記録が無い。

申立期間③については、A社では長期休職することなく継続して勤務していたのに、昭和36年12月30日に一旦、資格を喪失し、37年5月24日に被保険者資格を再取得したこととなっており、申立期間の被保険者記録が空白となっている。

調査の上、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和35年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、36年12月30日に資格を喪失後、37年5月24日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、同僚及び申立期間当時の事業主の子の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「A社では、正社員としてF業務に従事していた。申立期間における業務内容及び勤務形態に変更はなく、ずっと住み込みで勤務していた。」と陳述しているところ、前述の同僚及び事業主の子も、申立人について同様の陳述をしている。

さらに、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和35年3月1日）から適用事業所でなくなった日（昭和37年9月25日）までの期間に被保険者資格を取得した者全77人（申立人を含む。）のうち、被保険者記録が途中で空白となっている者は申立人のほか1人だけであり、残りの75人については被保険者記録が途切れることなく継続している。

加えて、前述の同僚は、「事業主の方針により、従業員は全員厚生年金保険に加入していたと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、これらの者に確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年12月から37年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、同僚の陳述から判断して期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時にB社C支店で勤務していたことが推認できる。

しかし、D社は、「申立期間当時の関係資料は廃棄済みのため、申立人の保険料控除等の状況は不明である。」としている。

また、申立人は、自身と同じ業務に従事していたとする同僚一人の氏名を挙げているが、B社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、当該同僚の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が自身より先に入社し事務を担当していたとする同僚については、被保険者資格の取得日が申立期間の終期に近い昭和32年6月25日となっており、当該同僚は、「私のB社C支店での資格取得日は昭和32年6月25日となっているが、入社したのは高校卒業直後の30年4月である。」と陳述している。

これらのことから、申立期間当時、B社C支店では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番はなく、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

なお、申立人は、B社C支店から受け取った健康保険被保険者証を使って受診したとするF市の医院の名称を挙げているが、G組織によると、当該医院は既に廃業しているため、申立人が当時使用したとする同被保険者証の種類を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料はなく、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間②について、同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間にE社で勤務していたことが推認できる。

しかし、E社は昭和34年1月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も連絡先不明のため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番はなく、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料はなく、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年6月1日から14年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、11年6月から13年9月までは50万円、同年10月から14年9月までは20万円であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成13年10月1日から18年2月22日までの期間（平成13年10月1日から14年10月1日までの期間は、上記訂正後の期間）について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年10月から17年1月までは50万円、同年2月から18年1月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月1日から18年2月22日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることが、ねんきん定期便により分かった。申立期間当時の給与額は45万円から50万円までであり、この額に見合う保険料控除が源泉徴収票等で確認できるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成11年6月1日から13年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人の主張する50万円と記録されていたところ、同年5月10日付けで20万円に引き下げられている。

また、その後の平成14年4月12日付けでも、20万円と記録されていた12年4月1日から14年10月1日までの期間に係る標準報酬月額が、9万8,000

円に引き下げられている。

しかし、申立人提出の源泉徴収票等から、申立人の当時の給与額及び保険料控除額は、いずれも標準報酬月額 50 万円に相当する額であることが確認できる。

また、申立人のほかにも、事業主の標準報酬月額が、申立人と同日付けで遡って引き下げられており、事業主は、「当時、厚生年金保険料を滞納していたので、私が社会保険事務所と相談して、私と申立人の標準報酬月額を引き下げた。」と陳述している。

さらに、申立人はA社の役員であったことが商業登記の記録から確認できるものの、複数の同僚は、「申立人は、肩書は取締役専務であったが名ばかりで、実際の経営については事業主が一人で行っていた。」と陳述しており、ほかに申立人が標準報酬月額の遡及訂正に関与していた事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 5 月 10 日及び 14 年 4 月 12 日付けで行われた 2 回の遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、申立人の標準報酬月額を 11 年 6 月 1 日及び 12 年 4 月 1 日に遡って引き下げる処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、申立期間のうち、11 年 6 月から 13 年 9 月までは 50 万円、同年 10 月から 14 年 9 月までは 20 万円に訂正することが必要である。

なお、2 回目の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 14 年 10 月 1 日）に係る処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

次に、申立期間のうち、平成 13 年 10 月 1 日から 18 年 2 月 22 日までの期間（平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日までの期間は、上記訂正後の期間）について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の源泉徴収票等で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成 13 年 10 月から 17 年 1 月までは 50 万円、同年 2 月から同年 12 月までは 44 万円とすることが妥当である。

また、平成 18 年 1 月については、源泉徴収票など保険料控除額を確認できる資料は無いが、前数か月の保険料控除額が一定であるため、同年 1 月も前月までと同額の保険料が控除されていたと考えられることから、同年 1 月の標準報酬月額も 17 年 12 月と同額の 44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、源泉徴収票等で確認できる保険料控除額等に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額等に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月3日から38年10月1日まで

A社に勤務した申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和39年1月27日に支給決定されている。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人には、脱退手当金の支給決定日より前に、脱退手当金の計算の基礎とされておらず未請求となっている3回の被保険者期間があり、そのうち最初のB社における被保険者期間(43か月)について申立人は、「中学校を卒業後、姉の紹介でB社に就職した。同社で厚生年金保険に加入していたことは当時から知っていたので、私が脱退手当金を請求したのであれば、初めて勤務した同社での被保険者期間を忘れることはない。」と陳述している上、未請求となっている3回の被保険者期間が合計で68か月にも及ぶことを踏まえると、申立人がこれら3回の被保険者期間をいずれも失念して脱退手当金を請求するとは考え難い。

また、申立人は、「当時の家庭の事情から、A社を退職後も働き続けなければならなかった。」と陳述しているところ、オンライン記録によると申立人は、A社を退職直後に別の事業所で厚生年金保険被保険者資格を再取得し、脱退手当金の支給決定日から約3か月後の昭和39年5月8日にも別の事業所で厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認でき、申立人の主張に不自

然さはなく、申立人が当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、支給されたとする脱退手当金の額は、法定支給額と 375 円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年7月1日に、資格喪失日に係る記録を41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、40年7月から同年9月までは2万8,000円、同年10月は3万円、同年11月から41年6月までは2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から41年7月1日まで

夫は、昭和40年7月1日付けで、A社D支店から同社C支店へ転勤となり、再度、41年7月1日付けで同社D支店へ転勤となった。

しかし、夫がA社C支店で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。夫が同社C支店に着任した時の「挨拶状」も残っており、申立期間に同社C支店で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社提出の労働者名簿及び同僚の陳述等から、申立人が申立期間にA社C支店で勤務していたことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和40年7月1日から41年5月1日までの期間については、B社提出の給料明細表から、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立期間のうち、給料明細表の無い昭和41年5月1日から同年7月1日までの期間について、B社は、「昭和41年5月及び同年6月の給料明細

表は残っていないが、労働者名簿を見ても、申立期間途中で申立人の雇用形態が変わったことなどは記載されていないので、両月共に保険料を控除していたはずである。控除した額は直前3か月の給与額に大きな変動がなく、標準報酬月額の随時改定は考えられないため、前月までと同額と思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料明細表等により認められる保険料控除額及び報酬月額から、昭和40年7月から同年9月までは2万8,000円、同年10月は3万円、同年11月から41年6月までは2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社C支店が申立人の被保険者資格取得届の提出を漏らしたのだと思うとしている上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年7月から41年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成19年9月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月20日から20年9月1日まで

A社には平成19年9月20日から勤務したのに、厚生年金保険被保険者資格の取得日は20年9月1日となっており、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した雇用契約書には、A社の社印、代表者印及び代表者の個人印が押され、「雇用期間」欄に「平成19年9月20日雇入れ」との記載があることなどから、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、雇用契約書の「社会保険等の加入」欄には、申立人を厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入させる旨が記載されており、「賃金」欄には、「給与額22万3,530円」、「手取額20万円」との記載があることなどから、当該給与額と手取額の差額(2万3,530円)は、控除されていた厚生年金保険料等の合計額であると推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険



給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与額と手取額の差額から推認される厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を社会保険事務所（当時）に対して納付していないとしていることから、事業主が平成20年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る19年9月から20年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から8年9月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から8年10月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与より低く届け出られている。  
申立期間の給与は下がったことはなく、常に最高等級だったので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から8年9月までは59万円と記録されていたところ、7年10月25日付けで遡って30万円に減額訂正されている上、申立人と同様に事業主についても、標準報酬月額が同日付けで減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の元事業主提出の平成6年4月及び同年5月の賃金台帳により、申立人が当該期間にその主張する上記減額訂正前の標準報酬月額（53万円又は59万円）に相当する厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、B市役所保管の平成5年1月から7年12月までの課税資料により、当該期間の社会保険料控除額に見合った標準報酬月額が、上記減額訂正前の標準報酬月額に相当することが推認できる。

さらに、上記減額訂正についてA社の元事業主は、「当時、社会保険料を滞納していたことから、社会保険事務所の指導を受け、書類を提出した記憶がある。」旨陳述しているところ、不納欠損整理簿により、当該事業所において厚

生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は上記減額訂正が行われた当時、取締役であったことが確認できる。しかし、上記元事業主は、「社会保険の手続きは全て自身が行っていた。減額訂正について、申立人の了解は取っていなかった。」旨陳述している上、同社に係るオンライン記録から申立期間に被保険者記録の有る同僚5人を抽出し事情照会したところ、全員から回答が得られいずれの者も、「申立人は、C職を専門にしていた。」旨回答していることから、申立人は当該標準報酬月額の見直し減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立期間の標準報酬月額について、平成7年10月25日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実上即したものと考えるが、また、社会保険事務所が行った当該遡及減額訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録の見直しがあつたとは認められない。このため、当該減額訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から8年9月までは59万円に見直し訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年3月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から同年12月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から44年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、私はA社に新卒採用され、大学卒業時の昭和43年3月から同社に勤務していた。

同期入社と同僚は、昭和43年3月1日から厚生年金保険に加入しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、申立人が所持していた辞令及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が昭和43年3月1日からA社で継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、A社の事務担当者であったとする者は、「申立期間当時、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」旨陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の始期である昭和43年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している19人（取得取消者1人含む。）のうち、連絡先の判明した18人に事情照会し15人から回答が得られたところ、i)いずれの者も新卒採用で入社と同時に厚

生年金保険に加入した旨陳述していること、ii)このうち申立人を知っているとする10人は、「申立人は、私とは同期入社であった。」旨陳述していること、iii)上記10人のうち、大学卒業時に新卒採用されたと陳述している5人は、「大卒で新卒採用された。大卒新卒採用者は皆、同じ待遇及び身分であった。」旨陳述している上、そのうちの1人は、「私は入社と同時に厚生年金保険に加入し、入社直後の給与から厚生年金保険料の控除が開始された。私と同じ採用形態、同職種であった申立人も、私と同じく入社直後の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」旨陳述していることから、申立人と同時期に同社に入社した新卒採用者は、全て入社と同時に厚生年金保険に加入したと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年1月の社会保険事務所(当時)の記録及び申立人と同じく大学卒業者であり、同期入社と同僚の記録から、43年3月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から同年12月までは3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和47年に解散しているため、事業主から回答を得られないものの、B厚生年金基金の記録における資格取得日が、オンライン記録における資格取得日と同日となっており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が44年1月1日を資格取得日として届け、その結果社会保険事務所は、申立人に係る43年3月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月14日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、A社に昭和40年3月に入社し47年に退職するまで継続して勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく事業主の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年7月14日にA社C支店から同社D事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社は、月中の人事異動を発令する場合、厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日を翌月1日付けとする社内の取決めがあったとしていることから、申立人が昭和44年8月1日に同社D事務所で資格を取得するまでは、同社C支店で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和44年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものであると思われるとしているものの、これを確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から63年1月まで  
② 平成3年7月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、B社に勤務した期間（申立期間①）並びにA社及びC社に継続して勤務した期間の一部（申立期間②）の加入記録が無いとの回答を受けたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録、A社の申立期間当時の社会保険委員であり総務・人事業務の責任者であったとする元従業員並びに当時の社会保険手続及び給与計算事務の担当者であったとする元従業員の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（平成3年8月1日にA社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成15年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主からは回答が得られないため、申立期間当時の状況は不明であるものの、同社が加入していたD健康保険組合の記録における資格喪失日が、オンライン記録における資格喪失日と同日となっており、健康保険組合及び社会



保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が3年7月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①についてB社に係る商業登記簿において確認できる同社の業務内容及び事業主の名字は、申立人の陳述と符合していること等から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、申立期間より後の平成3年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

またB社は、平成7年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、前述の事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は残存していない。」旨回答しているため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立人が記憶するB社の同僚等4人はいずれも所在不明であり、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

加えて、申立期間当時にB社で勤務したとする元従業員3人に照会したものの、いずれも、「申立人を知らない。」と回答しているため、これらの者からも、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

また、オンライン記録において、前述の元従業員3人についても、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、そのうち、昭和61年4月からB社に勤務したとする1人は、「入社時に社会保険完備と聞いていたが、給与明細書を見ると保険料が控除されていなかったのも、事業主に確認したところ、『社会保険に加入させることはできない。』と言われた。その後も保険料は給与から控除されていなかったと記憶している。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年12月1日から42年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和40年12月1日）及び資格取得日（昭和42年9月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月1日から39年8月1日まで  
② 昭和39年10月1日から40年2月15日まで  
③ 昭和40年12月1日から42年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、私は、昭和38年5月1日にB社に入社し、40年2月15日まで同社に継続して勤務していた。同社の関連会社に長期出張したことを記憶しており、同社での厚生年金保険被保険者期間が2か月間だけであることには納得できない（申立期間①及び②）。

また、A社には、昭和40年2月15日に入社し、42年10月28日まで同社に継続して勤務しており、途中で同社を退職した記憶はない（申立期間③）。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、年金事務所の記録では、申立人はA社において昭和40年2月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月1日に資格を喪失後、42年9月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、前述の同僚のうちの一は、「申立人は、申立期間も従前と同じ業務に従事し、勤務形態等にも変化はなかった。」旨陳述している上、別の一人は、「A社には、正社員以外の雇用形態の者は在籍しておらず、従業員全員が厚生年金保険に加入していた。私は、申立期間のうちの約2年間、給与計算事務を担当していたことがあり、前任者からの引継ぎどおり、従業員全員の給与から厚生年金保険料を控除していた。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年11月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人と同年齢の同僚の標準報酬月額の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和44年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は所在不明であるため、申立期間当時の状況は不明であるものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る40年12月から42年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①及び②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に被保険者記録が確認できる同僚は、「私がB社の関連会社のC所に出張していた1年半の期間のうち、3か月ないし5か月ほど申立人と一緒に勤務した記憶がある。また、申立人は、当該C所を離れた後もしばらく同社に勤務していたはずであるので、申立人の入退社時期までは分からないが、同社での申立人の在籍期間が2か月間ということは有り得ない。」旨陳述していることから判断すると、勤務時期及び勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部においても同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は昭和45年に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明である上、同社の関連会社であるD社も、「申立期間当時のB社に係る関連資料等は残存していない。」としているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

また、前述の被保険者名簿に被保険者記録が確認できる別の同僚は、「私は、B社に入社してから5か月ほどが経過するまで、厚生年金保険には加入していなかった。当該期間に厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは分からない。」旨陳述しており、さらに、同人とは別の同僚は、「私は、B社に1年半ほど勤務したが、厚生年金保険の加入期間は9か月しかない。未加入期間が有る理由及び当該期間の保険料控除については全く分からない。」旨陳述している。

加えて、申立人及び前述の被保険者名簿に被保険者記録が確認できる複数の同僚が、自身の同僚であったとして名前を挙げた複数の者に係る被保険者記録は、同名簿に確認できない。

以上のことから、B社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から53年12月まで

私は、B県で勤務していた会社を退職後、昭和52年1月にA市に引っ越した。その時、同市役所で国民年金に加入して以来、国民年金保険料を納付してきた。

私の国民年金の加入手続については、夫がしてくれたと思うが、当時は、夫から預かった生活費の中から、私が国民年金保険料を納付していたのに、申立期間に納付記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金法によると、当時のいわゆるサラリーマンの妻等における任意加入被保険者の資格は、加入手続を行った日に取得するものとされている。

そこで、申立人の特殊台帳を見ると、申立人がA市に転入した2年後の昭和54年1月17日に、任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できる上、当該資格取得日は、同市における申立人の国民年金被保険者名簿に記載された最初の資格取得日と一致していることから、この日に初めて申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、加入時期において申立内容と一致しない。この場合、申立期間は基本的に任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は自身の国民年金の加入手続については、その夫がしてくれたと思うと申し立てていることから、夫に改めて当時の事情を聴取したところ、夫は、自身が会社に在職中に申立人の加入手続を行ったと思うが、その具体的な時期についてはよく覚えていないと陳述しているほか、申立人の特殊台帳及びA市における国民年金被保険者名簿の検認記録によると、申立人は、申立期間直後の昭和54年1月から国民年金保険料の納付を開始していることが確認

できることから、当該納付記録及び申立人の加入手続日である任意加入被保険者の資格取得日との間に、不自然な点は認められない。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、A市に転入した昭和52年1月に国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は、これまでに受け取った年金手帳は1冊のみであると陳述している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 52 年に国民年金に任意加入して以降、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで、継続して国民年金保険料を納付してきた。

私の年金記録を見ると、A 市在住中の国民年金保険料は納付済みであるのに、B 市に転入後の申立期間が未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和 60 年 3 月 24 日に A 市から B 市に転入し、当該届出を同年 3 月 26 日に行ったことが申立人に係る戸籍の附票により確認できるが、同市における申立人の国民年金被保険者検認台帳を見ると、その 5 か月後の同年 8 月 31 日に職権により転入処理を行ったことが記載されていることから、申立人及びその夫に転入後における申立人の国民年金に係る住所変更手続等について、改めて事情を聴取したところ、国民年金法が改正された申立期間直後の 61 年 4 月以降の第 3 号被保険者該当届を含めて、年金手帳を持参して同市役所で手続した記憶はないと陳述しているなど、申立期間当時において、申立人の国民年金に関する諸手続が適切に行われていたとは考え難い。

また、申立人は国民年金保険料の納付方法についても、転入前の A 市及び転入後の B 市の状況ともによく覚えていないとし、国民年金に任意加入して以降、継続して保険料を納付してきたとする以外に、申立人から申立期間の保険料を納付したとする具体的な陳述を得ることができない。

さらに、申立人のオンライン記録によると、第 3 号被保険者期間中の昭和 62 年 8 月 7 日に、未納期間に係る過年度納付書が作成された事跡が確認できるが、これについても申立人は、送付されてくれば覚えているが記憶にない

と陳述している上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から61年3月まで

私は離婚した昭和56年1月に、私の母親と一緒にA市B区役所へ行き、国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、母子手帳及び母子手当の手続も同時に行ったことを覚えている。

国民年金保険料の1回目の納付は、加入手続時に区役所の窓口で行い、2回目以降は年に3回ないし4回に分けて定期的に納付書が送られてきたので、毎月1万3,000円ないし1万5,000円ぐらいを納めていたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和61年2月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。また、申立人の所持する年金手帳を見ると、最初の住所は申立人が56年10月に転入した「A市B区」となっていることから、同年1月に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、当該国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和56年1月から58年12月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金保険料検認状況一覧票を見ると、適用漏れのために遡って資格を取得したことを示すコードが記入されており、昭和60年度の検認状況欄は「未入金」の表示になっていることが確認できる。

加えて、昭和63年3月9日に過年度納付書が作成された記録が確認でき、この過年度納付書の発行時点において、申立期間のうち、59年1月から60年12月までの国民年金保険料は制度上、時効により納付することはできず、61

年1月から同年3月までの保険料は過年度納付することが可能であるが、過年度納付を行った記録は無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として毎月1万3,000円ないし1万5,000円ぐらいを納付していたと陳述しているが、申立期間当時の保険料額と符合しない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 12 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 12 年 5 月まで

私は昭和 53 年 3 月に、A 市役所で国民年金に任意加入した。私は、61 年 4 月から国民年金第 3 号被保険者になっており、国民年金の納付書は送られていないと聞いたが、B 市役所から送られてきた納付書で国民年金保険料を納付していた。

納付の必要がないのなら、国民年金保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録を見ると、昭和 61 年 4 月 23 日に国民年金第 3 号被保険者の処理が行われたことが確認できる。

また、申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者に種別変更していることが確認できることから、同市が申立人に対して同年 4 月から平成 12 年 5 月まで納付書を送り続けたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は納付書が送られてきたので、毎月納付したと陳述するのみで、それ以外に納付書の形式及び保険料額等の具体的な陳述はなく、申立人から申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要なものの、申立期間の保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。なお、申立人は、昭和 53 年 3 月に任意加入を行ったときに付番された

手帳記号番号の年金手帳を現在も所持しており、その手帳以外に手帳の交付を受けたことはないと陳述している。

このほか、申立期間は170か月と長期間であり、このような長期にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 6284 (事案 378 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から平成 4 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から平成 4 年 9 月まで

昭和 55 年 4 月に離婚した際、市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の何年分かをまとめて 30 万円ぐらい納付し、その後の保険料は毎月納付していた。61 年頃からは口座振替に切り替えた。申立期間が未納となっているのは納付できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められないと通知を受けた。

新たな事情はないが、昭和 55 年の国民年金の加入手続及び保険料の納付時に同行してもらった知人の書いた手紙を提出するので、再調査の上、申立期間を納付と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る A 市の国民年金被保険者個人票を見ると、申立人の国民年金の加入届出日は平成 6 年 10 月 17 日であることが確認でき、この届出の時点で、申立期間のうち、昭和 55 年 5 月から平成 4 年 8 月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできず、また、同年 9 月の保険料は過年度保険料となり、制度上、市役所窓口で納付することはできない、ii) 申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は、申立期間直後の同年 10 月から 6 年 3 月までの保険料を同年 11 月 2 日に過年度納付し、同年 4 月から同年 12 月までの保険料を同年 12 月 20 日に現年度納付していることが確認できるが、この保険料の合計額は、申立人が昭和 55 年 4 月に納付したとする 30 万円とほぼ近い金額であることから、申立人が納付したとする保険料はこの保険料であった可能性を否定できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 8 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は昭和 55 年当時、国民年金の加入手続及び保険料納付に同行し、アドバイスを受けた知人の書いた手紙を提出して、再申立てを行っているが、当該知人に聞き取り調査をした結果、「役所の窓口に同行したことは確かであるが、いつ、何の目的でなど、具体的な事柄についての記憶は定かではない。」としており、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年9月までの期間、5年8月から9年9月までの期間、11年6月から同年12月までの期間及び13年1月に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から同年9月まで  
② 平成5年8月から9年9月まで  
③ 平成11年6月から同年12月まで  
④ 平成13年1月

私は、平成3年4月からは国民年金に加入して、国民年金保険料を納めなければならないことを知っていたが、加入手続を行った時期については明確に記憶していない。しかし、保険料を納められなかった期間があったため、A市役所から保険料の納付に関する督促状が実家に届いたことを記憶している。

督促状には納付が無い場合、「差し押えます。」と書かれていたため、その当時、実家の父親が送られてきた納付書により、未納となっていた期間の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付してくれた。

その後、平成10年に父親が会社を定年退職してからも、私と母親の国民年金保険料を納めてくれていたはずである。

しかし、ねんきん定期便を見ると未納期間があり、納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所から国民年金保険料の納付に関する督促状が実家に届き、その父親が同市から送られてきた納付書により、未納となっている申立期間の保険料を納付してくれたとしているが、父親によると、申立人に係る保険料を納付した期間については、平成15年2月3日に申立人の父親が申立人に発信した手紙（FAX）の中に記しているとおり、12年6月から同年12月までの

期間（合計9万3,100円）及び14年4月から同年12月までの期間（合計11万9,700円）であるとしており、申立期間はこれらの期間に該当しない。

また、申立人は、自身で国民年金保険料の納付を開始したのは、上記の手紙（FAX）を受信した以降であるとしているが、この時点において申立期間①、②及び③は時効により保険料を納付できない期間となる。

さらに、申立期間①及び②の大部分については、平成9年1月の基礎年金番号制度導入前の期間であり、国民年金保険料を納付するためには国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。このため、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対する手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年4月まで

私は昭和59年4月に会社を退職後、国民年金の加入手続をした記憶はないが、国民年金保険料を納付するための振込用紙が送られてきたので、夫婦二人分の保険料を一括で納付した。当時、退職金が支給され、資金には余裕があり、まとめて二人分を納付したはずなのに、申立期間が未納とされているのは納付できない。調査の上、私の年金の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号の払出状況から、昭和61年9月頃に行われたと推認できる。

また、昭和60年5月7日の国民年金被保険者の資格喪失及び61年4月21日の資格取得の記録が、同年9月19日に追加されていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は、国民年金の加入手続が行われた時点で遡って国民年金の加入期間とされたもので、それまでは未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することはできず、納付書も発行されることもない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認しても、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される時点では、申立期間の一部については過年度納付が可能であるが、申立人は国民年金保険料の納付に関する記憶は曖昧である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年4月まで

夫が昭和59年4月に会社を退職後、国民年金保険料を納付するための振込用紙が送られてきたので、夫婦二人分の保険料を夫が一括で納付してくれた。加入手続及び保険料の納付は、夫が私の分も併せて行ってくれたはずなのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。調査の上、私の年金の納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号の払出状況から、昭和61年9月頃に行われたと推認できる。

また、昭和60年5月7日の国民年金被保険者の資格喪失及び61年4月21日の資格取得の記録が同年9月19日に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は、国民年金の加入手続が行われた時点で遡って、国民年金の加入期間とされたもので、それまでは未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することはできず、納付書も発行されることもない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認しても、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される時点では、申立期間の一部については過年度納付が可能であるが、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付を担当していたその夫も保険

料の納付に関する記憶は曖昧である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から54年3月まで

私は、前夫の収入が不安定で将来困ると思い、兄弟及び知人に勧められたこともあって国民年金に夫婦一緒に加入した。加入手続については、どこでどのように行ったか覚えていないが、A市在住の頃なので、昭和53年頃だと思う。当時は減免及び免除の制度も無く、遡ってまとめて支払った記憶がある。その期間は年金手帳に初めて被保険者となった日が45年\*月と書いてあるので、その時まで遡って納付したのだと思う。国民年金保険料は、B金融機関の自身の口座から約30万円を引き出して、窓口で納めた。

納付した国民年金保険料が、自身だけの分か前夫との二人分であったかは覚えていないが、納めたのは間違いないので、調査して納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年頃に加入手続をしたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及び前後の記号番号の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の加入手続は55年4月頃に行われたと推認され、申立内容と符合しない。

また、申立人が加入手続を行った昭和55年4月の時点は、第3回特例納付実施期間中であり、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することは可能であるが、申立人が納付したとする金額は、申立期間の納付に必要な保険料額と異なっている上、申立人からは保険料納付について具体的な陳述を得られず、保険料納付の状況は不明である。

さらに、申立人の前夫は、加入手続時点で38歳であったことから、年金受給権確保のために必要な納付期間30月を満たすために、昭和52年1月から

54年3月までの国民年金保険料を遡って納付したと推認されるどころ、同期間について、夫婦二人分の納付に必要な保険料額も、申立人が納付したとする金額と異なる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から63年1月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から63年1月まで  
② 昭和63年4月から同年6月まで

時期ははっきりしないが、私がまだ大学生の頃、父が私に「国民年金保険料を払ってやる。」と言ったことを覚えている。

父は既に他界しており、また、私自身は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付には関与していないので、具体的なことは分からないが、父が、私に「払ってやる。」と言いながら、何もしていないとは考えられない。

申立期間①及び②の国民年金保険料が、納付済みとされていないことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が大学生であった昭和58年4月から62年3月までの間に、その父親から、申立人の国民年金保険料を納付していることを聞いたとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が結婚した翌月の平成3年5月9日に払い出されており、陳述と符合しない上、手帳記号番号の払出時点においては、申立期間①及び②は、既に時効により、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を

行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②は合わせて3年10か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立人は、申立期間①及び②当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、また、これらを行ったとするその父親は既に他界しているため、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月及び6年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月  
② 平成6年2月から同年4月まで

国民年金の加入手続についての記憶はないが、申立期間①については、平成4年4月の退職後に横長の納付書が送られてきたので、すぐに1万円弱の国民年金保険料を郵便局窓口で納付したはずである。

申立期間②についても、厚生年金保険からの切替手続を行った記憶はないが、平成6年2月の退職後、横長の納付書が送られてきたので、すぐに3万3,000円ほどの国民年金保険料を郵便局窓口で納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A区において平成8年4月1日を国民年金第1号被保険者資格の取得日として、同年8月頃に払い出されたと推認され、申立期間①及び②は、いずれも国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、A区保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳を見ても、国民年金被保険者資格の取得日はオンライン記録と一致する上、申立人は当該手帳より以前に別の手帳の交付を受けた記憶はないとしている。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料については、いずれもその当時居住していたB市から納付書が送付されたため、郵便局で納付したとしている一方、同市で国民年金の加入手続は行った記憶はないとしている。



加えて、B市保存の国民年金被保険者名簿を調査したが、申立人に係る被保険者名簿は保存されておらず、同市における国民年金の加入事跡は確認できない。

このほか、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月1日から48年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月21日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月1日から48年2月1日まで  
② 昭和49年2月21日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社でB職として勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されていることが分かった。申立期間当時、給与支給額が下がったという記憶はないので、給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無いことも分かった。当時は次の転職先が決まっており、転職先の事業主とも、「昭和49年4月1日から勤務する。」として話がついていたので、昭和49年3月末日まではA社で勤務していた。当該期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務した期間のうち、当該期間の標準報酬月額について、実際の給与支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかし、A社は平成6年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、「賃金台帳等の資料は無く、申立期間当時のことは覚えていない。」としていることから、同社等から申立人の申立期間に係

る給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が自身と同職種であったとする元同僚の標準報酬月額も、申立期間において、申立人と同様にその直前の期間の標準報酬月額から1等級分下がっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが下げられているという事情は見当たらない。

さらに、複数の元従業員は、「自身の標準報酬月額の記録に間違いはない。」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、前述のとおりA社は平成6年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、「賃金台帳等の資料は無く、申立期間当時のことは覚えていない。」としていること、及び元従業員からも申立人の退社時期を記憶しているとする陳述は得られなかったことから、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除等の状況を確認することができない。

また、自身の在籍期間を記憶しているとする複数の元同僚は、いずれも、「A社における自身の厚生年金保険の加入記録に間違いはない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から2年7月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」により、A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間当時は、C職として勤務し、毎月47万円ないし50万円程度の給与を支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を給与額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る「社会保険料徴収明細リスト」を見ると、申立人は、申立期間のうち、平成元年8月から同年11月までの4か月において、44万円の標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたことが確認できる。

しかし、当該4か月に係る44万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の合計と41万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の合計の差額は、平成元年12月の保険料控除において相殺されていることが、前述の「社会保険料徴収明細リスト」で確認できる。また、当該リストにおいて、申立期間のうち、2年1月1日以降の保険料については、41万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

このような申立人に係る厚生年金保険料控除の状況について、B社は、「C職については、業績に応じて手当が支給されるが、手当が引き戻される（遡って、減額調整される。）ことがあり、手当の内容によっては数か月ごとに見直しがあるので、標準報酬月額の随時改定が発生することもあり得る。」としており、元従業員の一人も「過去に支払われた報酬であっても、引き戻されることがある。」と陳述している。

また、申立人は、申立期間当時の給与月額について、47万円ないし50万円程度であったとしているがD銀行から提出された申立人の給与振込口座の取引明細によれば、申立期間のうち、平成元年9月から2年7月までの期間に、A社から申立人に振り込まれた給与額は17万円から50万円までで、毎月大幅に変動していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月2日から39年3月2日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。しかし、同社で15年間継続して勤務した従業員に贈られた記念品を今も所持している。また、昭和46年1月には、同一会社で10年以上B業務に従事した者に対する表彰を、C組織から受けている。

これらから、私が昭和37年からA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間も同社で厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和52年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、同社の後継会社であるD社は、「申立期間当時の資料は保管されておらず、申立人の在籍期間及び保険料控除等については不明である。」としているため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員に照会し7人から、「申立人を記憶している。」との回答を得たが、そのうち複数の者が、「申立人の資格取得日の記録は、入社日と一致していると思う。」旨陳述しており、申立人の申立期間における勤務がうかがえる陳述は得られなかった。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立人が、同時期に入社したと記憶している同僚一人の資格取得日は、申立人と同じ昭和39年3月2日であることが確認できるところ、同人は、「自身の厚生年金保険の加入記録は、実際の勤務期間と合っている。」と陳述している。

加えて、A社における申立期間当時の社会保険事務担当者は、「全ての従業員を、入社後直ちに厚生年金保険及び雇用保険に、同一日付けで加入させていた。」と陳述しているところ、申立人の両保険の資格取得日は、ともに昭和39年3月2日で一致している上、申立人と厚生年金保険の資格取得日が近い男性従業員5人の雇用保険の加入記録を調査したところ、いずれの者も両保険の資格取得日は、ほぼ一致していることが確認できる。

また、申立人は、「A社に15年間継続して勤務したことにより、同社から記念品を支給された。」と陳述しているが、申立人と同様に「A社から記念品を支給された。」とする複数の元従業員は、いずれの者も、「記念品は、10年間継続して勤務した記念に支給された。」と陳述している。

さらに、申立人は、申立人提出の表彰状について、「同一会社で10年以上B業務に従事していたことが、当該表彰を受ける要件であった。表彰状に表彰日が、昭和46年1月26日と記載されているので、表彰時点で10年以上A社に勤務していたことは間違いない。」と主張している。しかし、C組織（平成19年に解散）の関連資料を保管しているE組織は、「同一事業所で勤務していなくても、10年以上B業務に従事した者は、表彰者に推薦される対象であったと考えられる。」としているところ、同組織から提出された申立人に係る「C組織創立記念式典優良社員表彰推せん書」（A社が、昭和45年11月にC組織へ提出したもの）を見ると、申立人の勤続年数は、「16年11か月」と記載されているが、当該勤続年数は、経歴欄によれば昭和29年1月のF社入社からの年数であり、また、同経歴欄においても、申立人のA社への入社時期は、厚生年金保険の資格取得日と符合する39年3月と記載されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人については、申立期間のうち、昭和37年4月25日から同年10月1日まではG社で、同年11月1日から39年2月28日まではH社（現在は、I社）で、それぞれ厚生年金保険の被保険者期間が確認できることから、各々の期間に各々の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した者に照会を行ったところ、いずれの事業所においても、「申立人は、自身と同時期（上記被保険者期間）に勤務していた。」旨陳述する者が確認できた。

また、前述のA社に係る被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を、同社において控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年3月21日から16年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成18年4月21日から同年5月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年3月21日から16年7月1日まで  
② 平成18年4月21日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、61歳に達した日の直後である申立期間①の標準報酬月額が、従前よりも低い20万円と記録されていることが分かった。当該期間も従前と同じ30万円ほどの手取額であったと記憶しており、給与振込口座の取引記録を提出するので、申立期間①について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、A社には、平成18年4月末まで同社の事業閉鎖に係る残務業務のため勤務していたが、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。保険料控除が確認できる退職月の給与支払明細書を提出するので、申立期間②については厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社で勤務していた期間のうち、申立期間の給与額のみが20万円に減った記憶はなく、従前と同じ30万円ほどの給与額であったと思う。」と陳述していることから、申立人が提出している給与振込口座の取引残高の記録を確認したところ、当該記録からは申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料控除額を確認することができない。

また、A社の元代表取締役は、「61歳の定年退職後、申立人を再雇用したが、



高年齢雇用継続基本給付金及び在職老齢年金の受給を勘案の上、再雇用後は給与を減じていたが、国の記録を超える保険料は控除していない。」と陳述しており、申立人に係る「雇用通知書」を提出しているところ、囑託として再雇用された平成13年3月21日から月給が従前の32万円から20万円に減額されていることが確認できる。

さらに、A社において、61歳に達した日を含む前後の期間に被保険者記録を有する7人の記録を調査した結果、そのうちの5人が申立人と同様に61歳に達した日の直後に、従前よりも大幅に低い標準報酬月額となっているとともに、当該期間に在職老齢年金及び高年齢雇用継続基本給付金を併給していることがオンライン記録により確認できるところ、当該5人に事情照会を行い回答のあった2人は、「61歳の定年に伴う再雇用後は給与の大幅な減額があった。再雇用後の減額された標準報酬月額は、当時の給与額とほぼ同額であり不自然な記録ではない。」旨陳述している。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、元従業員は、「私と申立人は、A社の事業閉鎖に係る残務業務のため、平成18年4月30日まで勤務した。」と陳述している。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は平成18年4月20日であり、申立人が保管している同年4月分の給与支払明細書に記載されている『普通退職（平成18年4月20日）』の日付とも一致しているとともに、求職の申込日が同年4月27日である上、前述の元従業員の厚生年金保険被保険者資格の喪失日も申立人と同じ同年4月21日であることが確認できる。

また、申立人の雇用保険の加入記録における離職日は、厚生年金保険の記録における資格喪失日と一致している上、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している従業員15人のうち、雇用保険の加入記録が確認できた4人についても、資格喪失日に係る記録が厚生年金保険の記録と一致しているところ、A社の元代表取締役は、「事業閉鎖のため、申立人を含む多数の従業員を平成18年4月20日付けで退職させているが、社会保険の資格喪失に係る手続は退職日と一致させていた。また、申立人について、退職後の申立期間はいかなる雇用契約も結んでいない。担当していた業務における常識的な範囲の残務整理をしていたと思われるが、当該期間は給与を支給していないし、厚生年金保険にも加入させていない。」旨陳述している。

さらに、申立人は、「退職月である平成18年4月分の給与から保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。」と

しており、提出している給与支払明細書で保険料控除が確認できるところ、A社の元代表取締役は、「当社の保険料控除方法は翌月控除であった。」旨陳述している上、申立人と同日に同資格を喪失している同僚が保管していた給与支払明細書によると、入社時には資格取得月の翌月の給与から、退職時には資格喪失月の給与から保険料控除が確認できることから、同社は翌月控除であったと考えられ、申立人が主張する退職月（平成18年4月分）の給与から控除されている厚生年金保険料は、資格喪失月の前月（平成18年3月）の保険料であると推認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月 1 日から 64 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 2 年 1 月 1 日まで  
③ 平成 2 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額が、当時の給与支給額より低く記録されていることが分かった。元事業主は、「申立期間当時は、毎年1月から1万円ずつ昇給させていたので、申立期間①は13万円、申立期間②は14万円及び申立期間③は15万円だったはずである。」と陳述しているので、当該陳述どおりの標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の元事業主の「申立人の申立期間における毎月の給与支給額は13万円程度であったはずである。」との陳述により申し立てたとしている。

しかし、申立人が提出している「平成元年度市民税・県民税の特別徴収税額の納税者への通知書」（写し）を見ると、当該通知書に記載されている社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額である11万8,000円に見合う社会保険料の年額とほぼ一致することから、申立人は、昭和63年1月から同年12月までの期間において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う社会保険料を給与から控除されていたものと推認できる。

また、A社は、平成7年3月1日に適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「申立人の申立期間当時の給与支給額は記憶しているが、厚生年金保険料控除額については、給与及び社会保険事務を担当していた者に任せていたので分からない。」と陳述しているところ、当時の当該給与及び社会保険事務担

当であった者は、「申立人の申立期間における給与支給額及び保険料控除額については記憶していないが、標準報酬月額に係る届出を怠ったり、実際よりも低い額で届け出たことはない。」と陳述している。

申立期間②及び③について、申立人は、A社の元事業主の「申立期間②における申立人の給与支給額は、前年より1万円昇給させた14万円程度で、申立期間③における給与支給額はさらに1万円昇給させた15万円程度であったはずで、標準報酬月額も昇給月である毎年1月から1万円ずつ上がっているはずである。」との陳述により申し立てたとしている。

しかし、申立期間当時にA社における厚生年金保険被保険者であった8人全員（申立人を含む。）に係るオンライン記録を見ると、当該8人全員が3年間にわたって標準報酬月額の増額改定が行われていない期間がある上、事情照会で回答を得た者は、「自身の厚生年金保険の記録に不自然な点があるとは思わない。」旨陳述している。

また、A社の元事業主は、申立人の申立期間②及び③当時の保険料控除額については分からないとしている上、当時の給与及び社会保険事務担当であった者は、「申立人の申立期間②及び③における給与支給額及び保険料控除額については記憶していないが、標準報酬月額に係る届出を怠ったり、実際よりも低い額で届け出たことはない。」と陳述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで  
私は、中学卒業後の昭和 33 年 4 月 1 日にC市に所在したA社へ入社し、37 年 3 月 13 日まで勤務した。

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間の被保険者記録が無いことに納得がいかないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業したB中学校は、「当校の記録によると、申立人の卒業年月日は、『昭和 34 年 3 月 19 日』となっている。」と回答していることから判断すると、申立人がA社に入社した時期は、昭和 34 年 4 月 1 日以降であったことがうかがえるところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、所在の判明した 18 人に事情照会し 12 人から回答を得たが、申立人の入社時期を明らかとする具体的な陳述は得られず、勤務実態を確認することができなかった。

また、申立人は、A社へ同時期に入社し、約3か月後に退職したとする同僚の氏名を挙げているところ、上記の被保険者名簿において、当該同僚の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、「私は、中学校を卒業してすぐにA社に入社した。」と陳述しているところ、申立期間当時、同事業所で被保険者資格を取得している複数の同僚は、「当時、A社では、新規学卒者が入社した場合、一定の技術を取得するまでの1年ないし2年間は、試用期間として取り扱われていたので、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった

たと思う。」旨の陳述が得られたことなどから判断すると、A社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、A社は、昭和40年4月3日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認することができない。

なお、申立人は、「申立期間中の昭和33年12月頃に病気で入院したが、その際、A社から受け取った健康保険被保険者証を使用した。」と主張しているところ、申立人から提出された当時の「厚生年金保険被保険者証」（健康保険との同時加入が原則）を見ると、申立人の資格取得日は昭和35年4月1日と記載されていることが確認できるほか、該当する医療機関は、「当時の資料を保存しておらず、申立人に係る診療記録は不明。」と回答しているなど、申立人主張の事実を確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13162 (事案 4725 及び 9935 の再々申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 34 年 11 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

そこで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務は確認できるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できず、申立ては認められない旨の通知を受けた。

また、再申立てにおいて、昭和 32 年 3 月頃に、上司から「私を厚生年金保険に加入させる。」と言われたことを主張したが、再度認められない旨の通知を受けた。

今回、新たな資料は無いが、申立期間当時はC社に勤務していたことを思い出したので、改めて審議の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の加入記録及び同僚の陳述から、申立人のA社での勤務実態は確認することができるものの、B社提出の従業員カード(写)によると、申立人の資格取得日は昭和 34 年 11 月 1 日と記入されている上、申立期間の保険料控除をうかがわせる事情等は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 13 日付け及び 23 年 2 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

一方、今回、申立人は、「申立期間当時は当初に主張したA社ではなく、C社で勤務していたことを思い出した。」と陳述していることから、C社に係る

健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出し事情照会したものの、申立人が同社で勤務していたとする者は見当たらず、また、当時の事業主からも回答が得られないことから、申立人の申立期間における同社での勤務実態を明らかとすることはできなかった。

さらに、申立人がC社での上司として氏名を挙げた者は、同社における厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない上、同人の所在は不明であることから、申立人の保険料控除等について事情照会することができない。

加えて、申立人は、今回、「私と同時期に勤務していた同僚が、C社における厚生年金保険の被保険者であったことが分かった。」と主張しているものの、申立人から、当該同僚の氏名を明らかとする陳述が得られなかったため、同人に対して事情照会することはできず、当該主張の事実を確認できなかった。

また、事情照会に対する回答が得られた同僚のうち、複数の者からは、「C社は、社会保険事務を適正に処理していたと思う。申立人の加入記録が無いのならば、在籍者として保険料を控除するようなことは考えにくい。」旨の陳述が得られた。

さらに、C社に係る前述の被保険者名簿を調査したが、申立期間当時、社会保険事務所の記録管理に不備があったことをうかがわせる事情等は見当たらない。

加えて、申立人からは給与から保険料が控除されていたことを示す新たな資料の提出は無く、保険料控除をうかがわせる新たな周辺事情も見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日（平成4年7月1日）及び資格喪失日（平成4年9月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から同年9月1日まで

私は、F社を退職直後の平成4年7月1日に、A社に臨時社員として入社し、同年9月1日からは正社員として7年3月31日に退職するまで、同社にてC職として勤務した。しかしながら、日本年金機構の記録では、4年7月1日から同年9月1日までの2か月間について、厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

給与明細書などは処分して残っていないが、当時の同僚の氏名及び寮への入寮時期等を記憶しており、私が申立期間にA社に勤務していたことは間違いなく、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、D組織提出の人事記録から、申立人が申立期間にA社の臨時社員（アルバイト）として勤務していたことが認められる上、同組織は、「申立人は、申立期間当時社員寮に入っており、入寮基準から判断して、申立人の勤務日数及び勤務時間は正社員のおおむね4分の3以上であり、給与から厚生年金保険料を控除していたものと思われる。」と回答していること等から、i) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたこと、ii) 事業主は、申立期間に係る保険料の納付義務を履行していないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成22年11月16日付けで総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定により、資格

取得日が4年7月1日に、資格喪失日が同年9月1日に、標準報酬月額が18万円に訂正されている。

しかし、当該あっせん後に、B社は、当委員会に対して、申立人と同じアルバイトのC職として平成5年又は6年にA社に勤務していた者3人に係る人事記録及び賃金台帳等を提出した上で、「申立期間当時、D組織では、あらかじめ定められた雇用期間が2か月以内の者は厚生年金保険に加入させず、保険料も控除していなかったことが分かった。申立人がアルバイトとして勤務していた平成4年の賃金台帳は現存していないが、提出した資料から上記のような取扱いを行っていたことが分かる。このことから、申立人のアルバイト期間は2か月であるので、申立人を厚生年金保険に加入させず、保険料も控除していなかったと思われる。」と主張し、当初の回答を変更した。

そこで、当時、A社において、B社が主張するような取扱いが行われていたかを検証するため、同社が提出した上記3人のほか、申立期間を含む平成3年から6年までの期間に係るアルバイトC職103人の合計106人について、その人事記録等を確認したところ、雇用期間が2か月以内となっている19人全員が、オンライン記録において同社での被保険者記録は無い上、19人のうち賃金台帳が現存している9人は、いずれも厚生年金保険料が控除されていないことが同台帳により確認できる。

また、申立人は、A社でC職として同時期に勤務し始めたとする同僚二人の氏名を挙げ、「二人も私と同じく、平成4年9月1日から正社員となることが決まっていたが、それより前の勤務期間は臨時社員の身分であった。」と陳述しているところ、この二人はいずれも申立人と同様に、同年9月1日からE共済組合員となっているが、その前のアルバイト期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらのことから、申立期間当時、A社では厚生年金保険法の規定に従い、あらかじめ定められた雇用期間が2か月以内の者は厚生年金保険に加入させず、保険料も控除していなかったことがうかがえ、アルバイトとしての雇用期間が2か月であった申立人についても、厚生年金保険料は控除されていなかったと推認される。

なお、前回、あっせんの判断理由の一つとして、申立期間にA社で厚生年金保険被保険者資格を有する同僚の一人が、「私のようにフルタイムで働いていたアルバイトは、皆、厚生年金保険に加入していた。」と陳述していることを挙げていたが、オンライン記録によると、同人の被保険者期間は2か月を超える6か月であり、勤務期間が2か月であった申立人とは事情が異なっていたと考えられる。

これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 13164

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 27 日から同年 9 月 1 日まで

A社に正社員のB職として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが、ねんきん特別便により分かった。昭和 61 年 8 月は月末まで勤務していないが、同年 8 月の厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間もA社で厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいと申し立てている。

しかし、A社は、「当時の経理担当者は既に死亡しており、関連資料もないため、保険料控除の状況等は不明である。」としている上、申立期間当時の従業員にも照会したが、退職月の給与から厚生年金保険料が多額に控除されていたとする者はおらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできなかった。

また、A社が加入しているC厚生年金基金及びD健康保険組合においても、申立人の資格喪失日は昭和 61 年 8 月 27 日と記録されている上、雇用保険の加入記録も離職年月日は同年 8 月 26 日となっており、オンライン記録と符合する。

さらに、厚生年金保険法第 14 条には、事業所に使用されなくなった日（退職日）の翌日に被保険者資格を喪失すると定められ、同法第 19 条には、被保険者資格を喪失した月の前月までを被保険者期間に算入すると定められているところ、A社提出の労働者名簿を見ると、申立人の退職日は申立期間より前

の昭和 61 年 8 月 25 日と記録されており、申立人も、「昭和 61 年 8 月の給料日に A 社を退職した。給料日は毎月 24 日又は 25 日であったと思うので、同年 8 月は月末まで勤務していない。」と陳述していることから、仮に、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、制度上、申立人は申立期間に同社で厚生年金保険被保険者となることができず、同年 8 月は、被保険者期間にも算入されない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から29年3月20日まで  
② 昭和29年8月1日から30年1月1日まで  
③ 昭和31年9月1日から32年9月4日まで

A社、B社C営業所及びD社E営業所に勤務していた期間(それぞれ申立期間①、②及び③)については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金という制度自体を知らなかったので、脱退手当金は請求も受給もしていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、オンライン記録と一致する脱退手当金の支給記録が保険給付欄に記載されており、その内容に不自然な点は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、D社E営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和32年12月28日に支給決定されている上、同社E営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失していることが確認できる女性従業員13人(申立人を含む。)について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、8人に支給記録が有り、このうち7人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている。

このことに加えて、当該7人のうちの1人が、「D社E営業所に勤務していた時に、脱退手当金を受けた方がよい」という話を同僚どうしでしていた。私の

脱退手当金の請求手続も会社にお問い合わせしたと思う。」と陳述していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間については同一であるが、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、申立期間に係る脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月頃から同年 9 月頃まで  
② 昭和 34 年 9 月頃から 35 年 8 月頃まで

申立期間①はA社で、申立期間②はB社で、いずれもC職として勤務していたが、両社での厚生年金保険の加入記録が無い。

当時の同僚の名前を覚えており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が一緒に入社したとする同僚の氏名が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、平成 16 年 7 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主と、同社が適用事業所ではなくなった時に事業主であった者はいずれも連絡先不明のため、これらの者から申立人の勤務期間及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、上記被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した 9 人に照会し 5 人から回答を得たが、いずれの者も申立人を記憶していないとしており、申立人が一緒に入社したとする前述の同僚も連絡先不明のため、これらの者から申立人の勤務期間等を確認することができない。

さらに、申立人は、一緒に入社したとする前述の同僚 1 人のほかに、同じ職種であったとする同僚 3 人の名字を挙げているが、上記被保険者名簿を見ても、当該 3 人の被保険者記録は確認できないことから、申立期間当時、A社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったこ

とがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している同僚4人の氏名が確認できることなどから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、昭和52年9月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も連絡先不明のため、これらの者から申立人の勤務期間及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、上記被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した10人（申立人が記憶している同僚4人を含む。）に照会し7人（申立人が記憶している同僚3人を含む。）から回答を得たが、7人のうち6人は申立人を記憶していないとし、残りの1人は、「申立人の名前に心当たりはあるが、勤務期間までは分からない。」としているため、申立人の勤務期間を確認することができない上、回答のあった7人全員が、「申立期間当時、全ての従業員が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」としており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたこと、及び保険料を控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月から 47 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 9 月から 59 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、B職として4回勤務し、3回目の勤務時は昭和46年1月、4回目の勤務時は58年9月にそれぞれ入社したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和46年1月にB職としてA社に入社したと申し立てている。

しかしながら、商業登記簿によると、A社は既に破産終結により消滅している上、歴代の代表取締役及び取締役のうち、唯一所在が判明した元取締役は、「私は、事務には関与していなかったので、申立人の勤務期間並びに従業員の厚生年金保険及び退職金等の取扱いについては一切不明である。当時の事情を知る3人の元事業主は、いずれも既に亡くなっており関連資料も残っていない。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除等について確認することはできない。

また、申立人が、当時一緒に勤務したとして名前を挙げている同僚及び申立期間に被保険者記録が確認でき所在が判明した者に対して事情照会を行ったものの、回答を得ることができない。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録を見ると、資格取得日は昭和47年12月1日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、昭和 58 年 9 月に B 職として A 社に入社したと申し立てている。

しかしながら、上述のとおり、A 社は破産終結により消滅しており、唯一所在の判明した元取締役からも、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。

また、申立期間当時に被保険者記録が確認でき所在が判明した者に対して事情照会を行ったところ、複数の同僚から回答が得られたものの、いずれも申立人の入社時期までは記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできない。

さらに、申立人の A 社における雇用保険の加入記録を見ると、資格取得日は昭和 59 年 3 月 1 日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 1 日から 18 年 3 月 1 日まで  
A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が低くなっている。申立期間とその前後の期間において、勤務状況に変更はなかったため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、A社提出の平成 17 年分及び 18 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿で確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録から算出した保険料控除額とほぼ一致しており、同社は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたものと認められる。

また、申立期間当時、A社で社会保険事務を担当していた理事は、「当時、事業所の経営状態が不安定であったため、申立人から、給与の一部をしばらく会社に預けた形にしてもらってもいいとの申入れがあった。申立人の善意により、申立人には一時的に給与から 10 万円を差し引いた額を支払っていたが、事業所としては未払賃金が発生したことになるので、社会保険労務士の指導により、申立人の基本給を引き下げることにした。」旨陳述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年10月1日から13年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成13年1月1日から14年12月21日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から14年12月21日まで

私は、申立期間当時、A社において代表取締役として35万円ぐらいの給与をもらっていたが、年金事務所の記録によると、標準報酬月額が9万2,000円及び9万8,000円になっている。調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年10月1日から13年1月1日までの期間について、A社は、14年12月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間に係る賃金台帳等の資料は残っていないことから、申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、当該期間のA社において、被保険者として記録が有るのは、申立人のほかには一人のみであり、同僚等からも申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間のうち、平成13年1月1日から14年12月21日までの期間について、申立人が所持する13年及び14年の給与所得に対する所得税源泉徴収簿から確認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額については、いずれも、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額となっている。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、i) 商業登記簿の記録によると、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であり、かつ、社会保険事務所（当時）の記録でも申立人が事業主とされていること、ii) 同社は、平成元年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となり14年12月21日に適用事業所ではなくなるまでの間、被保険者としての記録が有るのは申立人のほかには一人のみである小規模な事業所であることからすると、代表取締役である申立人が、社会保険及び給与計算事務に全く関与していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人は、特例法第1条第1項ただし書の規定に該当する者と認められることから、申立期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 57 年 2 月 11 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かった。

年金事務所の記録では、A社に入社した昭和 49 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額は、7 万 2,000 円と記録されているが、3 か月間の新入社員研修を終えて、同社B支店に配属になった頃の給与額は手取額で 10 万円はあったし、会社から紹介された住居の家賃が控除されていたので、14 万円程度の基本給が支給されていたはずである。約 8 年間在籍した同社では、毎年、給与額のベースアップもあったので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されていると申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等が残存しないため、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」旨回答している上、申立人が申立期間当時の経理担当部長として名前を挙げた者も、「私は、昭和49年から57年までA社B支店の経理責任者であったが、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額は分からない。」旨陳述している。

また、申立人と同じ昭和 49 年に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の元従業員及び申立人が自身の 1 年先輩の同僚であったと記憶する者に照会し、7 人から回答を得たところ、申立人と同期入社とする 2 人は、「A

社での月々の給与額と厚生年金保険の標準報酬月額が違っているとは感じていない。」旨陳述しているほか、事実と反して自身の標準報酬月額が低く記録されている旨回答している者はいない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格の取得日が申立人と同じ昭和49年4月1日であり、申立人と同じ26年生まれの男性4人（申立人の同期入社と同僚とする前述の2人を含む。）の資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額の7万2,000円であることが確認できる上、当該4人の申立期間における標準報酬月額の推移と比較して、申立人の標準報酬月額のみが著しく低額となっている状況もうかがえない。

加えて、申立人と同期入社したとする前述の二人のうちの一は、「申立期間当時の給与明細書等は残していないが、当時の給与額及び厚生年金保険料控除額は、年金事務所から送付された通知に記載された標準報酬月額及び保険料額程度であったと思う。」旨陳述している。

また、前述の被保険者名簿において、申立人及び前述の同僚4人の標準報酬月額の訂正及び遡及減額等の不自然な処理が行われた事跡は認められない。

さらに、A社が加入するC厚生年金基金が提出した申立人に係る加入員台帳において、同基金での申立人の申立期間における報酬標準給与月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 13171 (事案 4733 及び 10031 の再々申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 5 日から同年 12 月 23 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)での申立期間の標準報酬月額が1万6,000円と記録されている旨の回答を受けた。しかし、同社では、毎月、3万円の給与が支払われていたので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

そこで、前回、初回の申立て時にも主張したように、私は、特殊な仕事をしていたので入社時から3万円の給与を支給されていたのに、元従業員の聴取調査だけで結果を出した初回の審議結果には納得できないとして、記録訂正を再度申し立てたが、認められなかった。

今回、申立期間当時の友人であり、私にC職に係る業務を教えてくれた義弟が、私の給与額等を覚えているはずであり、申立期間当時の状況について証言するので再審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一日に被保険者資格を取得し年齢及び性別も同じである17人の元従業員のうち、営業職であった2人を除く15人の資格取得時の標準報酬月額を見ると、申立人と同じ1万6,000円と記録されていることが確認できること、ii) 上記従業員のうち、申立人と同期入社であり年齢及び職種が同じ同僚は、「私の初任給は、1万5,000円であった。C職で初任給が3万円というのは考えられない。」と陳述していること、iii) B社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することはできないこと等から、既



に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の友人であり、C 職に係る業務を教えてくれたとする義弟が申立期間当時の状況について証言するので、再審議してほしい旨申し立てている。

しかし、申立人の義弟及びその妻（申立期間当時、申立人と同居していた申立人の妹）に文書照会を行ったものの、いずれの者からも回答を得ることができず、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額等を確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が入社した昭和 39 年 3 月時点の標準報酬月額が 3 万円以上であることが確認できる元従業員のうち、所在が判明した 13 人に文書照会を行ったところ、8 人から回答があったが、申立人が申立期間に 3 万円の給与を受け取っていた旨回答した者はいない上、回答のあった者のうち、申立人と同じ同社 D 営業所に勤務し、申立期間当時は C 職主任だったとする元従業員は、「3 万円もの初任給がもらえるのは、相当な実務経験がある者であり、高卒の新入社員で特別な扱いを受けている者はいなかった。」旨陳述している。

さらに、申立人は、「私は、C 職に係る資格は持っていないが、E 業務を身に付けており、面接の際、それらのことを当時の事業主に評価されたので、同期入社と同僚より特別な待遇を受け、申立期間に 3 万円の給与を受け取っていた。」旨陳述しているが、前述の元従業員は、「E 業務ができるのは、相当な実務経験者又は C 職に係る資格の取得者であり、高卒の新入社員はそのような仕事を任せてもらえなかった。当時の事業主に評価されたからと言って、それだけで給与は上がらない。」旨陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立人の資格取得日の 1 年前（昭和 38 年 3 月 5 日）に資格を取得していることが確認できる 27 人のうち、前回申立て時に照会を行った者を除く 11 人に文書照会を行ったところ、回答があった 7 人のうちの 2 人は、「初任給 3 万円は高すぎる。」旨回答している上、そのうちの 1 人は、「当時、3 万円の給与を受け取っていたのは、課長級以上の者だった。」旨回答しているほか、初任給として 3 万円の給与額を受けるような者がいた旨回答している者はいない。

また、厚生労働省の「昭和 39 年賃金構造基本統計調査報告第 5 巻（昭和 40 年 3 月 31 日発行、労働大臣官房労働統計調査部編集）」によると、C 職（男）のうち、18 才から 19 才までの経験年数 0 年の労働者 1,965 人の「平均月間き

まっで支給する現金給与額」は、1万4,200円であることが確認できる。

さらに、B社に再度照会したものの、同社は、「当社は、合併等を繰り返して現在に至っており、申立期間当時の資料等は現存していないため、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額は確認できないが、当社は、年金事務所の記録どおりの申立人の標準報酬月額に相当する報酬月額を届け出し、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと考えられる。」旨回答している。

このほか、今回、申立人からは、新たな資料等の提示はない上、申立期間について、申立人が主張する給与支給額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。